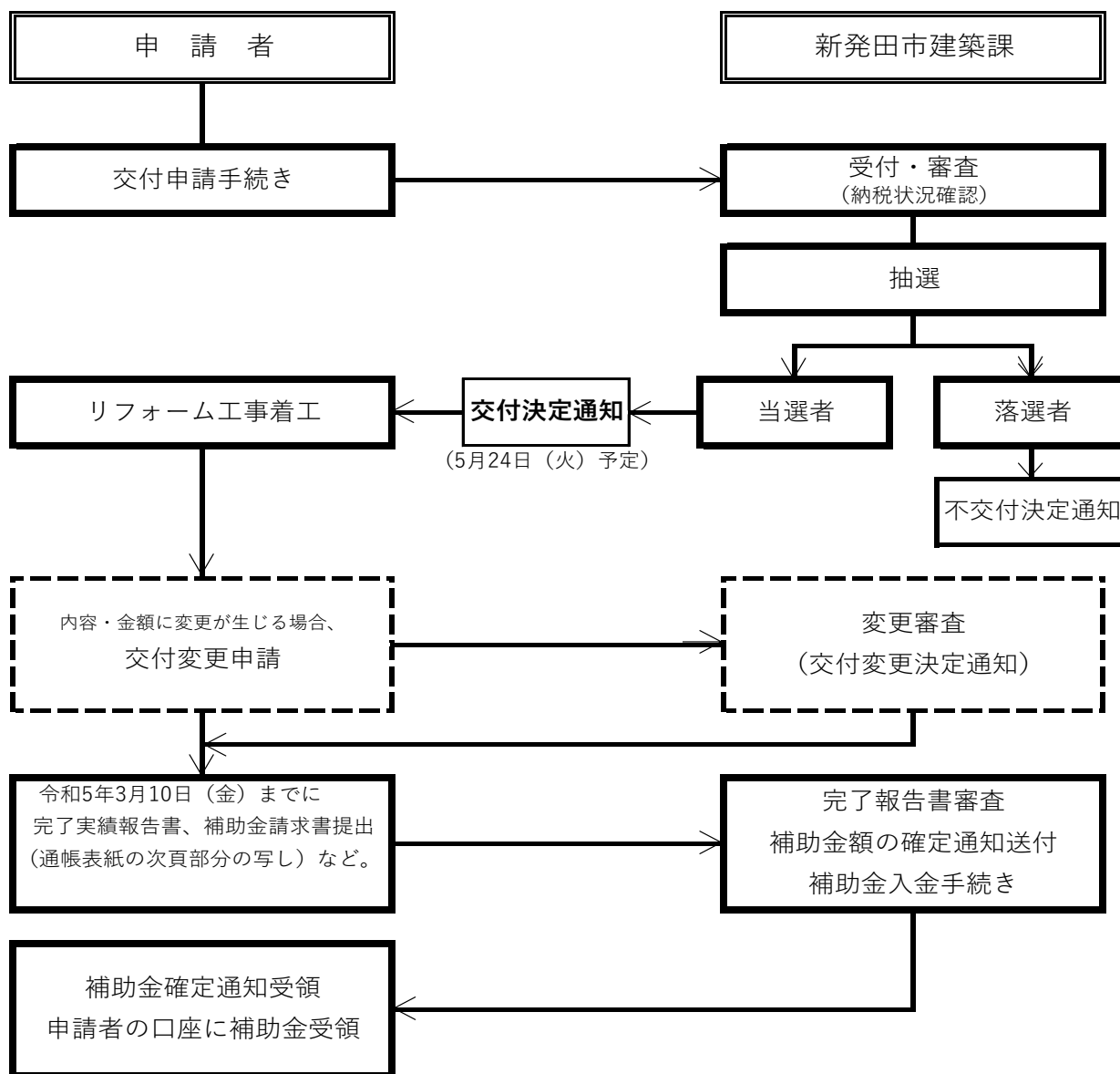


手続きの流れ



交付変更申請

○交付変更申請

交付決定後、交付申請時の内容と違う内容のリフォームを実施する場合は、市内施工者の見積金額の増減に関わらず、工事前に交付変更申請書（第5号様式）に必要書類を添付のうえ、速やかに手続きをしていただき、交付変更決定通知書が届いた後にリフォームを開始してください。

交付変更申請の内容によって交付申請時より金額が増額となる場合はございますが、内容の変更や追加に伴う補助金額の増額は、限られた予算の範囲でより多くの方に補助金を

交付していることから、交付申請時以上には増額できませんのでご了承ください。

なお、交付変更申請の内容が補助の対象に該当していないものは、補助金の交付ができません。

○交付変更申請に必要な書類等

- (1) 補助金交付変更申請書（第5号様式）
- (2) 市内施工者による住宅リフォーム工事の見積書の写し（リフォーム費用、補助対象部分、事業者名が記載されたもの。明細が記載され、変更後の工事内容が確認できるもの。また、有効期限内のもの）
- (3) 住宅リフォーム工事を行う箇所を変更する場合、その箇所の工事前の現況写真（各工事箇所2方向以上のももの）
- (4) その他市長が必要と認める書類（※必要な方には別途お知らせいたします）

交付申請の取下げ、交付決定の取止め

交付申請後、当市の審査中において、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、取下げの届出手続きを速やかに行ってください。（第6号様式）

交付決定通知後に、やむを得ない事情で工事が実績報告期限までに完成しない場合、または中止しなければならない事情が生じた場合は、取止めの届出手続きを速やかに行ってください。（同、第6号様式）

また、工事が一部施工された部分についての部分払いはいたしません。

完了実績報告

提出期限：令和5年3月10日(金)

リフォームが終わりましたら、完了実績報告書（第7号様式）に必要書類を添付のうえ、実績報告の手続きを行ってください。手続き後、補助の要件を満たしていると認められ、かつ、補助金額が確定すると、市から補助金確定通知書（第9号様式）を送付します。

期日を過ぎた場合及び申請内容に虚偽や不正があると、補助金の交付ができません。また、補助金交付後に発覚した場合は、期間を定めて補助金の返還を命じます。

○完了実績報告に必要な書類等

- (1) 新発田市住宅リフォーム支援事業完了実績報告書（第7号様式）
- (2) 住宅リフォームの申請箇所の工事後（完了後）の現況写真
- (3) 市内施工者からの工事代金請求書又は領収書の写し
- (4) 住民表謄本で続柄の記載のあるもの（申請時住所と対象住宅所在地が異なる場合）
- (5) 住宅リフォーム支援事業補助金請求書
- (6) その他市長が必要と認める書類（※必要な方には別途お知らせします）

補助金の請求

実績報告の手続き時に、補助金請求書を併せて提出してください。補助金請求書は、お振込先を記入せずに通帳の写しを添付していただいても結構です。記入間違いによる振込不能防止にもなります。振込先は、普通預金口座のみとなります。